

東浦町特別工業地区内の建築物の建築の制限に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第49条第1項の規定に基づき、特別工業地区内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用区域)

第2条 この条例の適用区域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特別工業地区に係る都市計画の決定の告示があった区域とする。

(建築の制限)

第3条 特別工業地区内においては、別表左欄に掲げる名称の区分に応じ、同表右欄に掲げる建築物を建築してはならない。

(建築物の敷地が特別工業地区の内外にわたる場合の措置)

第4条 建築物の敷地が特別工業地区の内外にわたる場合において、その敷地の過半が別表左欄のいずれかの地区に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、敷地の過半の属する地区内における前条の規定を適用する。

(罰則)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 法第87条第2項において準用する第3条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

(両罰規定)

第6条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則 (平成25年3月5日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、特別工業地区(南栄町に限る。)に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定に基づく告示の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表 (第3条関係)

名称	建築してはならない建築物

東浦工業団地地区	<p>1 住宅（次に掲げるものを除く。）</p> <p>（1）東浦工業団地地区内に立地する事業所の管理人の居住の用に供する住宅で、延べ面積が125平方メートル以下であり、かつ、事業所の延べ面積以下のもの</p> <p>（2）住宅以外の用途を兼ねる住宅で、住宅部分の床面積の合計が125平方メートル以下であり、かつ、延べ面積の2分の1以下のもの</p> <p>（3）東浦工業団地地区内に立地する事業所の従業員の居住の用に供する長屋</p> <p>2 共同住宅及び寄宿舍（東浦工業団地地区内に立地する事業所の従業員の居住の用に供するものを除く。）</p> <p>3 下宿</p>
南栄町地区	<p>1 住宅（次に掲げるものを除く。）</p> <p>（1）南栄町地区若しくは南栄町地区に隣接する町が告示した特別工業地区以外の特別工業地区（以下「隣接地区」という。）内に立地し、又は南栄町地区と隣接地区の区域内にまたがって立地する事業所（以下「南栄町地区等に立地する事業所」という。）の管理人の居住の用に供する住宅で、延べ面積が125平方メートル以下であり、かつ、事業所の延べ面積以下のもの</p> <p>（2）住宅以外の用途を兼ねる住宅で、住宅部分の床面積の合計が125平方メートル以下であり、かつ、延べ面積の2分の1以下のもの</p> <p>（3）南栄町地区等に立地する事業所の従業員の居住の用に供する長屋</p> <p>2 共同住宅及び寄宿舍（南栄町地区等に立地する事業所の従業員の居住の用に供するものを除く。）</p> <p>3 下宿</p>